

日高川町農業用機械購入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、他産業並の所得の確保と就業時間を目標とする農業経営改善計画に基づき、効率的かつ安定的で、元気な農業経営を目指した農業用機械の購入に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則（平成17年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、日高川町内に住所を有する認定農業者及び農業経営改善計画に基づいた経営計画を策定する農業者とする。

(補助対象機械)

第3条 補助対象となる機械は、農業経営改善計画等に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。但し、国及び県の補助対象と成り得る機械は除く。

- (1) 農業経営の規模拡大及び作業効率の向上・省力化等のために導入する農業用機械。（消費税は補助対象とする。）
- (2) 町長が特に必要と認める機械。

(補助対象事業費の限度額)

第4条 補助対象事業費の限度額は、1機械につき200千円以上1,500千円以下とする。

(補助率)

第5条 補助対象事業における補助率は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の予算の範囲内において、補助対象事業費の1/3以内。

(補助金の交付)

第6条 この事業による補助金の交付は、規則に基づき行うものとする。

(交付条件)

第7条 補助を受けた農業用機械の管理については、補助を受けた翌年度から起算して5年間適正な管理をしなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月25日より施行し、平成26年度の補助金から適用する。